（別記様式）

令和８年度徳島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和８年９月から令和９年２月）

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

１　背景及び目的

本県のイノシシは、その分布がほぼ県下全域に拡大し、中山間地域を中心に農作物への被害が増加しているほか、近年では市街地への出没による人的被害も発生している。

本県においては、第二種特定鳥獣管理計画を定めイノシシの個体数管理に取り組んできた結果、農作物被害額は平成 30 年度以降減少傾向にあった中、野生イノシシにおける豚熱感染が拡大し、捕獲頭数、および農業被害額ともに減少した後に令和６年度の被害額は 27,578 千円（対前年比 91%増）と増加が見られた。併せて、推定生息頭数についても、平成 29 年度から令和４年度までは増減を繰り返し、令和５年に顕著に減少したものの、令和６年度の推定個体数は 9,956 頭（令和５年度：推定 6,751 頭）と増加も見られた。生息個体数の拡大、あるいは回復を未然に防ぐため、また、第５期適正管理計画では、計画終了時点の農業被害程度が「深刻」または「大きい」集落の割合を 15%以下にするため、かつ人身被害発生ゼロを実現するべく、計画的な捕獲に取り組む。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

２　対象鳥獣の種類

イノシシ

３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
阿讃山脈地域	令和８年９月1日から令和９年２月２８日
善入寺島を中心とした吉野川流域地域	
県南東部地域	

４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
阿讃山脈地域	阿波市 上板町 板野町 石井町 の各一部地域	当該地域は、県下の中核的都市を包含する地域であるため、県指定鳥獣保護区特別保護地区、県指定鳥獣保護区のほか、特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定区域が多数含まれている。 また、有害鳥獣捕獲を積極的に実施していない地域も含まれていることから、イノシシの捕	○県指定鳥獣保護区特別保護地区（切幡・浦の池） ○県指定鳥獣保護区（切幡・浦の池、宮川内、土柱） ○特定猟具使用禁止区域（銃器）（阿波市市街地、熊谷）

		獲頭数は少なく、農作物への被害が顕著となっており、捕獲の強化が求められていることから、管理捕獲を進め、個体数を減少させる必要がある。	
善入寺島を中心とした吉野川流域地域	吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 つるぎ町 の各一部地域	当該地域は、県下の中核的都市を包含しているため、県指定鳥獣保護区のほか、特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定区域が多数含まれている。 また、南北を吉野川に囲まれる善入寺島においては、イノシシによる農作物被害が顕著となっているほか、吉野川上流域においては剣山国定公園、国指定剣山山系鳥獣保護区を含む高標高地域であり、捕獲が困難であることから、これらの地域において管理捕獲を進め、個体数を減少させる必要がある。	○剣山国定公園 ○国指定剣山山系鳥獣保護区及び特別保護地区 ○県指定鳥獣保護区特別保護地区（高越山、箸蔵、竜ヶ岳、大歩危） ○県指定鳥獣保護区(植桜、高越山、箸蔵、雲辺寺、竜ヶ岳、大歩危、高城山、天神丸、滝の宮、野鹿池) ○特定猟具使用禁止区域（銃器）（吉野川市街地、吉野、辻・西井川、辻、吹、南谷、池田、大川持、上馬路、平、菅生蔭、宮内、半田、花園、清水） ○指定猟法禁止区域（くくりわな）（谷道、権田・槍戸）
県南東部地域	徳島市 小松島市 阿南市 佐那河内村 神山町 勝浦町 上勝町 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町 の各一部地域	当該地域は、県下の中核的都市を包含する地域であるため、県立自然公園、希少野生生物保護区、県指定鳥獣保護区特別保護地区、県指定鳥獣保護区のほか、特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定区域が多数含まれている。 また、有害鳥獣捕獲を積極的に実施していない地域も含まれていることから、イノシシの捕獲頭数は少なく、農作物の被害金額が顕著となっているほか、イノシシの生息地が市街地に近い地域であり、人的被害の発生も懸念されており、捕獲の強化が求められていることから、管理捕獲を進め、個体数を減少させる必要がある。	○室戸阿南海岸国定公園 ○東山渓県立自然公園及び中部山渓県立自然公園 ○県指定旭ヶ丸希少野生生物保護区 ○県指定鳥獣保護区特別保護地区(眉山、中津峰、あいあいらんど、焼山寺、太龍寺、轟) ○県指定鳥獣保護区(眉山、中津峰、神山森林公園、いきものふれあいの里、焼山寺、鶴林寺、太龍寺、南川、あいあいらんど、轟、津乃峰) ○特定猟具使用禁止区域（銃器）(阿南市平野部、桑野、宇井谷・桑野谷、小勝島、渋野・多家良、野上橋、恩山寺、小松島、勝浦、鷲敷工業団地、鷲の里、牟岐・灘、宍喰･水床) ○指定猟法禁止区域（くくりわな）（権田・槍戸）

（注）1　実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。
2　住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。
3　選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。
4　他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては、その名称を記載する。

5　実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
阿讃山脈地域	300頭（指定管理鳥獣捕獲等事業300頭）
善入寺島を中心とした吉野川流域地域	
県南東部地域	

（注）第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（1）捕獲等の方法

①　使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
阿讃山脈地域	銃猟※（ライフル銃を使用できるものとする）及びわな猟（くくりわな、箱わな等）	【銃猟】 捕獲従事者：12 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内 【わな猟】 捕獲従事者：10 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内
善入寺島を中心とした吉野川流域地域	銃猟※（ライフル銃を使用できるものとする）及びわな猟（くくりわな、箱わな等）	【銃猟】 捕獲従事者：10 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内 【わな猟】 捕獲従事者：11 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内
県南東部地域	銃猟※（ライフル銃を使用できるものとする）及びわな猟（くくりわな、箱わな等）	【銃猟】 捕獲従事者：14 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内 【わな猟】 捕獲従事者：10 名程度 出猟日数：一人当たり概ね 20 日以内

※銃猟においては非鉛弾の使用に努めるが、やむを得ず鉛製銃弾を使用する場合は、鳥獣の鉛中毒を防止するため、捕獲した個体を放置することなく適切に埋設、焼却またはジビエ等への利活用を行う。

（注）1　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔で記載する。
2　なお、事業受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。
3　使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻き狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。
4　捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②　作業手順

【関係者との事前協議】

当該事業に関し、関係市町村との協議や利害関係者からの意見聴取を行う。さらに、実施区域内においては、関係する市町村や地区猟友会、土地所有者等に対する事前説明会等を実施し、合意形成を図る。

【安全管理】

事業受託者は、当該事業の実施に係る現場組織図、安全管理計画、緊急時の体制及び対応図を備える。さらには当該事業の実施に際しては、捕獲従事者は作業実施前に打ち合わせを行い、所定の腕章等を着用するとともに、事業実施区域周辺に「指定管理鳥獣捕獲等事業実施中」等の事業実施を周知する幟等を設置する。

【捕獲等の実施】

当該事業は、認定鳥獣捕獲等事業者等に業務委託することとし、当該計画に基づき、捕獲等を実施するものとする。

なお、捕獲された個体については、事業受託者が安全に止めさしを行うとともに、捕獲年月日、捕獲場所、雌雄の区別等を捕獲調査票に記載し、写真撮影を行う。

また、捕獲された個体については、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却処分等適切に処理するとともに、食用として利活用できる場合は積極的に活用する。

【錯誤捕獲への対応】

当該事業の対象とする指定管理鳥獣以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者はあらかじめ捕獲許可を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。

なお、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、捕獲許可を始めとした事務手続きを迅速に行うとともに、専門家の協力を得て、麻酔銃を用いた放獣が可能な体制をとる。また、国指定剣山山系鳥獣保護区内の発生時には環境省へ速やかに報告・捕獲許可申請を行うとともに、環境省と放獣に向けた調整を行いつつ行動する。

カモシカが錯誤捕獲された場合には、速やかに県及び関係機関と連携して放獣する。

【捕獲情報の収集、評価等】

事業受託者は、作業日報及び捕獲調査票に基づき、捕獲年月日、捕獲数、捕獲場所、雌雄の区別等を記録し県に報告する。県は、事業受託者から提出された各種記録を分析し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。

（注）事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

（２）捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

①　放置する必要性

（注）捕獲等をした鳥獣を捕獲等をした場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置する必要性等を具体的に記載する。

②　放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

（注）１　放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。

2　放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。
3　放置する数は、見込み数の上限を記載する。
4　捕獲等の方法は、銃猟にあっては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③　生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

放置しないため特になし

（注）1　生態系への配慮事項として、例えば他の野生動物を誘引することで生態系に大きな影響を及ぼす地域では行わない、事前に調査を行う等が挙げられる。
2　住民の安全への配慮事項として、例えば、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民の安全に影響を及ぼすおそれがある場合では実施しないこと、事前に周知して住民の理解を得ること等が挙げられる。
3　生活環境への配慮事項として、例えば、集落や道路の周辺を避けること、水源への影響がないこと等が挙げられる。
4　地域の産業への配慮事項として、例えば、農林業の周辺を避けること等が挙げられる。
5　放置個体による影響のモニタリングを実施する場合は、その方法等を記載する。
6　事業途中で放置により問題が生じた場合には放置を中止、可能な限り放置個体の搬出等に努める旨を記載することが望ましい。

（3）夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

①　夜間銃猟をする必要性

（注）夜間銃猟以外の方法によっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うことや事業目標を達成することが困難と認められる理由等、夜間銃猟を行う必要性等を記載する。

②　夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

（注）1　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。
2　実施区域は住民等を記載し、実施区域を示した地形図を添付すること。
3　実施日時・時間は、夜間銃猟をすることを想定する時期・時間帯を記載する。
4　銃猟の方法は、想定する方法（餌付けにより誘引して定点から射撃する方法等）
5　実施者は、夜間銃猟の認定鳥獣捕獲等事業者とし、想定する事業者がある場合はその名称を記載する。

③　安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

夜間銃猟を実施しないため特になし

（注）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。捕獲等をした個体の回収・処理方法も記載すること。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】徳島県

【実施方法】委託

【委託の範囲】指定管理鳥獣の捕獲

【想定される委託先】

県内に拠点のある認定鳥獣捕獲等事業者又は法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められる者

（注）事業の実施主体として、都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・

研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（1）住民の安全の確保のために必要な事項

○県及び事業受託者は、事業を実施する前に十分な周知や確認を行い、事故等の発生が無いよう万全を期す。
○事業の実施に当たっては、捕獲従事者であることを証するため、腕章を装着する。
○事業実施区域周辺に、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施中」等の事業実施を周知する幟等を設置する。
○わなを使用した事業実施地域は、原則として毎日の見回りを徹底する。

（注）住民の安全のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

（2）指定区域の静穏の保持に必要な事項

○事業受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
○特定猟具使用禁止区域（銃器）での事業の実施にあたっては、事業受託者は事前に関係者と実施について協議し、発砲回数を必要最低限にし、静穏の保持に努める。
○止めさしで銃器を使用する際は、発砲回数を必要最低限にし、静穏の保持に努める。

9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

（1）事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の遵守に加え、事業の実施にあたっては、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の法令を遵守する。

（2）事業において配慮すべき事項

○安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理に万全を期するものとする。
○効果的・効率的な管理捕獲を進めるため、出猟や捕獲情報の記録は必ず行うとともに、目撃情報の記録に努め、次年度以降の計画に反映させる。
○食肉として利活用できる場合は、積極的に利活用を行う。

（3）地域社会への配慮

○関係機関に対し、当該事業について詳細な情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないように配慮する。
○事業の評価・検証を行い、捕獲従事者含め、実施地域へ改めてフィードバックすることにより、本事業の必要性に関する情報の周知や普及啓発に努め、次年度以降の事業実施への理解を深める。